施策名：子ども・子育て支援
施策番号：　04　－ 01

令和6年度　施策評価表（令和5年度決算評価）

1　基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2　目標指標

	指　標　名	方向	基準値（R3）		目標値（R9）	実績値 R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	―	―	56.9	50.4	51.2
B	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	91.3	%	100.0	91.7	85.9	91.3	93.2	98.9
C	乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	96.5	96.1	96.7	97.2	96.8
D	子どもの居場所の登録数	↑	―	箇所	74.0	―	―	―	―	16
E	実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	―	箇所	43.0	―	―	―	―	24

3　主要事業一覧

	令和6年度　主要事業名
1	産後ケア事業（「訪問型」対象者緩和、「通所型」「宿泊型」導入）
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
3	新生児聴覚検査事業
4	こども家庭センター機能の設置・運営
5	フリースクール等利用支援補助金
	令和5年度　主要事業名
1	妊産婦健康診査事業(産婦健診費用助成の創設)
2	産前産後ヘルパー派遣事業
3	妊婦歯科健診の個別受診化
4	子どもの居場所推進事業
5	不妊・不育症支援事業（不育症治療・不妊治療ペア検査助成に係る所得制限の撤廃
	令和4年度　主要事業名
1	子どもの医療費助成の拡充（乳幼児等医療費助成事業、こども医療費助成事業、福祉医療費支給関係事業）
2	多胎妊婦への健診の充実（妊婦健診事業）
3	児童手当現況届に係る提出対象者の見直し
4	

4　参考グラフ

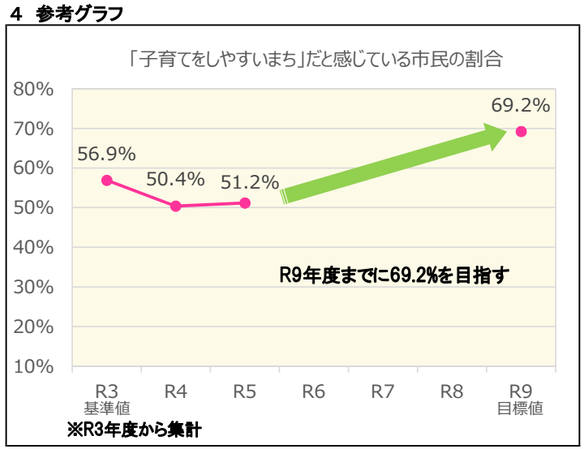

※R3年度から集計

5　担当局評価

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）（令和5年度実施内容を記載）

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】
（目的）親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。
（成果）① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援として、困りごとを抱える妊産婦家庭を把握する機会は妊娠届出時の全数面接と生後2か月頃の全戸訪問であったが、令和5年度から妊娠8か月頃アンケートと産婦健診を導入し、367件の個別支援につないだ。また「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請書を渡すことにより、訪問率が93.2%から98.9%に上昇した。（目標指標B）
②母子保健と児童福祉双方の支援が必要な妊産婦家庭の把握のため、令和5年度に国がリスクアセスメントの基準を示したことから、従来の市の基準と融合したリスクアセスメントシートを新たに作成した。更に、妊娠届出時の面接等で妊婦と共に今後の見通しを計画する妊娠期から子育て期のサポートガイドを作成し、妊産婦家庭の不安軽減のため令和6年度から利用開始することとした。
③「妊産婦健診事業」においては、令和5年度からの産婦健診の導入により医療機関との連携が図れたことから、心の不調を抱える産婦を新たに把握し、個別訪問等につなぐことができた。更に、令和4年度の調査で妊娠届出が遅れた妊婦100人のうち、経済的理由で初回産科受診ができなかった人が4人であったため、R6年7月から低所得妊婦に対する経済的支援として、「初回産科受診料支援事業」の立案につなげた。
④令和5年7月より「産前産後ヘルパー派遣事業」を開始した結果、実利用者数は79人となり、利用者ニーズが特に家事援助（食事の準備や掃除）に高い傾向があることが分かった。
⑤先天性難聴の早期発見につながる「新生児聴覚検査」について、令和2年度に実施した未受検理由の調査にて「自己負担があるから」が34.8%と最も高かったため、生活保護・非課税世帯に対して令和6年7月から検査費用の助成を開始することとした。
⑥妊婦の歯周病を早期に予防する歯科検診について、利便性に配慮し令和5年度から保健所での集団検診から医療機関での個別検診に移行し、受診率が向上した（令和4年度8.3%→令和5年12月現在24.4%）。
⑦乳幼児健診は、コロナ禍以前の集団生活が再開した影響により様々な感染症拡大がみられたが、適切な時期に受診できるよう勧奨を行い受診率は令和5年度96.8%とほぼ同水準で維持できている。未受診者対応では、「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」との連携で得た所属する保育園等の情報を活用しつつ受診勧奨を行い、休日健診には3回で90人受診するなど受診率向上を図った。（目標指標C）
⑧子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行っている。また、県内他都市の状況を踏まえ、本市の財政状況との整合性を図りつつ、令和5年7月より通院に係る医療費について、1歳から就学前までの市民税所得割額23万5千円（県の所得基準額）以上の一部自己負担額があった対象者に対して全額助成とする自己負担額の軽減を行った。
（課題）③妊婦健診の超音波検査の助成回数については、これまで尼崎市医師会と協議する中で健診回数14回のうち6回としてきたが、実態としては14回全てで実施されており、妊婦に自己負担が生じており、検討が必要である。
⑧制度拡充後も近隣市の状況を把握するとともに、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】
（目的）子育て家庭の心身の負担軽減を図るとともに、仕事と子育て等の調和を図るため、地域における相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズを支援する環境を整備する。
（課題）⑨協力会員の高齢化により、依頼会員のニーズに応えられない事例が見られることから解消に向けた取組が必要である。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】
（目的）地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援等により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。
（成果）⑩令和5年度から「子どもの居場所推進事業」を開始し、子ども食堂及び子どもの居場所への補助を開始するとともに、子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所「キッズ＆ユーススポット」の登録及び周知を開始した。（目標指標D・E）
⑪子ども食堂等の運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施した。（目標指標A）
⑫不登校児童生徒が第三の居場所を見つけ、不登校状態を起因とした孤立化、ひきこもり化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者の負担軽減を図るための「フリースクール等利用支援補助金」創設に向けて取り組んだ。
（課題）⑩年度途中からの事業開始となったことから補助事業、周知事業ともに現状、申請数が少なく、認知度向上に努める必要がある。
⑫申請が多数見込まれるため、必要事項は網羅した上で、申請者と職員の過度な負担とならない制度設計をする必要がある。

令和6年度の取組

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】
①引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援として、妊娠届出時の面接、妊娠8か月アンケート、妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業を活用し、要支援家庭を把握し継続支援を実施する。
②令和6年度からのこども家庭センターにおいて、要支援者を取りこぼさないよう、リスクアセスメントシート等を活用する等して関係機関と連携し支援を行う。
③「初回産科受診料支援事業」を導入し、低所得妊婦に対し適切な受診につなげるとともに、寄り添い型支援の強化を図る。
③妊婦健診について、本市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討していく。
④新たに導入する「産後ケア事業（通所型・宿泊型）」について、対象家庭に周知を図ると共に産後ケア施設と連携を図り、育児負担や不安の軽減に向けて継続支援を行う。
⑤「新生児聴覚検査」について、妊娠届出時等に生活保護・非課税世帯に対し費用助成の周知を行い、受検率の向上、先天性難聴の早期発見・療育につなげる。
⑦乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園等の所属や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応を進める。
⑧医療費助成の事業費や受診件数及び1件あたり医療費単価の推移など、これまでの拡充の効果を検証するとともに、近隣市の状況も踏まえ、必要な財源確保策と更なる拡充策の検討を行う。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】
⑨尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し、新たな協力会員を確保することで引き続き安全・安心な子育て環境を整えていく。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】
⑩補助事業は、4月当初から申請を受け付ける。周知事業は、引き続き市HPで広報するとともに、各子ども食堂等へ出向き登録施設数の増を図る。
⑫他都市の実施状況やフリースクール等利用者の状況を踏まえ、申請手続きの簡素化を図る。また、事業開始に当たっては、補助対象者が利用するフリースクール等を通じて、制度や手続きの周知を図る。

主要事業の提案につながる項目

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】
③妊婦健診の公費助成について、子育て世帯の経済的負担軽減のため、本市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討する。
⑧子どもの医療費について、これまでの拡充の効果検証や近隣市の状況を踏まえ、持続可能な拡充策の検討を行う。

6　評価結果

評価と取組方針

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援については、引き続きあらゆる機会を捉えて支援が必要な妊産婦・子育て家庭の把握に努めるとともに、令和6年度からのこども家庭センター機能を活かし、関係機関とも連携し、地域資源への接続等、更なる支援の充実を図る。

・出産・子育てに係る不安や負担感の軽減に向け、国で検討が進んでいる出産費用の保険適用の導入などの動向も注視しつつ、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を踏まえた支援策の充実を検討する。

施策名：子ども・子育て支援
施策番号：　04　－ 02

令和6年度　施策評価表（令和5年度決算評価）

1　基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2　目標指標

	指　標　名	方向	基準値（R3）		目標値（R9）	実績値 R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	―	―	56.9	50.4	51.2
B	保育施設等未入所児童数（翌年度当初）	↓	607	人	0	895	865	607	597	530
C	保育施設等待機児童数（翌年度当初）	↓	76	人	0	236	118	76	48	11
D	保育料（法人保育園分）の収納率（現年）	↑	99.1	%	98.5	97.3	98.8	99.1	99.1	99.3
E	児童ホーム入所待機児童数（5月1日時点。R2のみ7月1日時点）	↓	481	人	0	380	414	481	416	205

3　主要事業一覧

	令和6年度　主要事業名
1	認可保育所増改築費用の補助（保育環境改善事業）
2	保育補助者の配置補助（保育補助者雇上強化事業）
3	保育料の引き下げ
4	児童ホーム開所時間の延長（児童ホーム延長に伴う延長育成開所事業の見直し含む）
5	児童ホーム・こどもクラブICT化の推進（児童ホーム整備事業等）
	令和5年度　主要事業名
1	認可保育所新設費用の補助（保育の量確保事業）
2	認可保育所増改築費用の補助（保育環境改善事業）
3	保育支援者の配置補助（保育体制強化事業）
4	医療的ケア児保育事業
5	あまのかけはし認知度向上のための取組（尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業）
	令和4年度　主要事業名
1	認可保育所増改築費用の補助（保育環境改善事業）
2	認可保育所新設費用の補助（保育の量確保事業）
3	保育施設等における衛生整備（保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業）
4	医療的ケア児保育支援事業
5	児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長（児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業）

4　参考グラフ

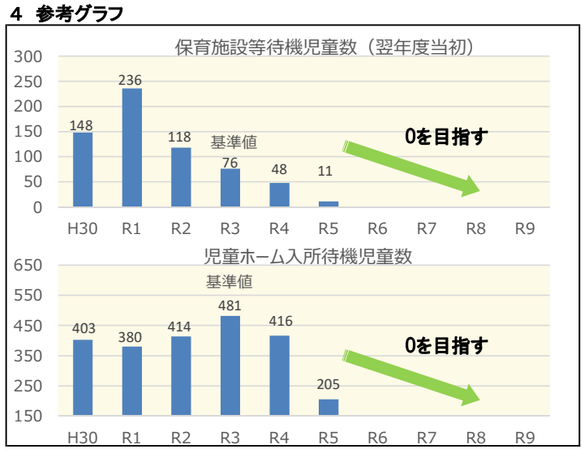

5　担当局評価

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）（令和5年度実施内容を記載）

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】
（目的）保育施設では、児童の受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等において子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。
（成果）①認可保育所を3箇所新設するなど、前年度4月と比べ認可保育施設では228人の定員を増やした。（目標指標A・B・C）
②事業計画は、令和6年度末で計画年限を迎えるため、審議会に諮問し次期計画の策定作業に着手した。（目標指標A・B・C）
③老朽化により建替えが必要な公立3所について、建替候補地及び手法について一定の目途を立てた。
④第4次民間移管計画に基づき、七松の移管を行い、0歳児保育や一時預かり等を実施し、また、移管に向けて南武庫之荘保育所の引継ぎ等の事務を行った。なお、現行計画の完了に伴い次期計画に係る検討が必要であるため、「公立保育所のあり方検討会」を設置した。
⑤不適切保育の事案が全国的に発生している為、令和5年9月より相談窓口を設置し事案の対応に努めた。また、保育士等の資質向上のためアンガーマネジメント研修を実施のほか小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行う等各園の保育内容を注視し必要な助言を行った。
⑥令和5年11月に庁内関係課で医療的ケアを必要とする児童への保育に係る情報共有や意見交換を行い、入所に向けた体制を整備した。また、既に医療的ケア児を受け入れている法人1施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。
⑦令和5年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、91人の未入所解消につなげた。令和6年4月向けの利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮を図り、追加調整を行ったことで更に75人を入所につなげた。（目標指標B・C）
⑧子育て世帯の負担軽減を図るため、高所得階層の保育料の引き下げについて検討を行った。
⑨保育料の収納に関して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス納付など納付環境を整備したことにより、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率（98.5%）を上回る99.3%の収納率となった。（目標指標D）
⑩令和6年度から、公設児童ホームの開所時間を午後7時まで延長するため、検討会を設置して実施案を策定した。
⑪待機児童数の多い武庫庄児童ホームの施設を学校教室を活用して増設し、令和6年度の定員を60人から100人に拡大した。また、老朽プレハブ施設の立花北及び成徳児童ホームの環境改善を図るため、学校教室に移転した。（目標指標E）
⑫こどもクラブは、保護者ニーズに応え実施した開所時間の延長及び昼食時間帯の開室等の制度周知により、登録児童数が前年度4月に比べ1,268人（約51%）増加し、児童ホームの待機児童数の減少につながった。（目標指標E）
（課題）①②待機児童解消の取組を進める一方で、少子化が進んでおり将来的な保育ニーズの頭打ちが想定されるため、今後の中長期的な保育ニーズを見定めながら、利用者への利便性の配慮や事業者の持続可能な運営を踏まえ、次期計画の策定等に取り組む必要がある。
③「公立保育所の今後の基本的方向」について見直しを図っており、その結論を踏まえた上で建替えを行う。
④今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、関係部局と連携を図りながら、次期民間移管計画等の検討を行う。また、移管法人が運営する他市の保育所において改善勧告を受けたことが判明したことから、今後の移管法人の選定はこれまで以上に慎重に行う必要がある。
⑤適切な保育が行われるよう専門研修を充実させるとともに、質の向上のため引き続き巡回支援を実施する必要がある。
⑥医ケア児の受入に向けては、保護者や関係機関等との丁寧な調整を行うとともに、受入体制の整備を行う必要がある。
⑩⑫保護者の子育てに係る負担軽減等を図るため、公設児童ホーム及びこどもクラブのICT化等に取り組む必要がある。
⑪民間児童ホームは、入所児童数は増加傾向にあるが、事業所数（定員数）は減少傾向にあり、待機児童の解消を図るため、次期事業計画の策定と合わせて、公設及び民間児童ホームの定員数の確保に取り組む必要がある。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】
（目的）保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。
（成果）⑬市内在住の令和3、4年度に保育士資格を取得された方（362人）へのDMの送付やWeb広告や出張相談会などの広報活動を実施した結果、「あまのかけはし」の利用者が増加し、45人の保育士等を法人保育施設への就労につなげた。
⑭保育士の確保・定着化を図るため、56園・98人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行うとともに、21園・33人の潜在保育士等に対し5万円の補助を行った。そのほか、保育士奨学金返済支援事業（41園・103人）や宿舎借り上げ支援事業（79園、281人）を継続して実施した。また、保育士の負担軽減策として保育体制強化事業で60園に保育支援者129人を配置した。
（課題）⑬市内在住、近隣市在住または転入してきた保育士を含め、支援センターの更なる認知度の向上が必要である。
⑭指定保育士養成施設等からの新卒者数が限られる中で、更なる保育士確保を進めていくためには、潜在保育士の再就職支援を行うことが必要となる。本市主催の就職フェアに参加する潜在保育士が増加傾向である中で、令和4年版厚生労働白書では、潜在保育士が保育士として就業を希望しない理由の一つとして、「ブランクがあることへの不安」との回答が24.9%と高い回答率になっていることから、保育現場に保育士として復帰するという心理的なハードルを下げるような取組みが必要と考えられる。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】
（目的）就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。
（成果）⑮病児保育室の創設を検討している医療機関に対し、利用可能な支援施策に関する情報を提供するとともに、令和6年度に向け兵庫県立尼崎医療センター病児・病後児保育室の利用申し込みの受入れ時間制限を見直した。

令和6年度の取組

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】
①令和7年4月までに開園予定の保育所（4か所・360人）の進捗管理を行うとともに、定員の弾力化や幼稚園等の預かり保育の推進、公立での受入児童の増など既存の保育施設等に軸足を置いた待機児童対策に取り組む。
②ニーズ調査の実施に加え、審議会にて調査審議し、量の見込みの算出や教育・保育施設の提供体制の確保に係る検討を行い、次期事業計画を策定する。
③「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しによるその方向性が決まり次第、速やかに建替業務が行えるよう、建替えに係る事前準備や手法を検討する。
④公立保育の継承に向けて、協力体制を構築しながら、南武庫之荘保育所を4月に移管する。また、今後の公立が担うべき役割を含め次期計画の策定作業を進めるとともに、移管法人の選定についての見直しを検討する。
⑤保育の質が更に向上するよう研修を充実するとともに、巡回支援に取り組む。
⑥令和6年度より公立2所で受入を行い、安全・安心な保育を実施するとともに、検証を行い、受入施設の拡大を検討する。
⑦令和7年4月向けの利用調整において、保育施設等の空き情報や幼稚園の預かり保育等の保育サービスの情報提供を行うなど、丁寧な利用者支援に努める。
⑧令和6年度より高所得階層（D9・D10）の保育料を軽減する。
⑨分納誓約や児童手当申出徴収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については、滞納処分を進めていく。
⑩⑫公設児童ホームの平日（長期休業期間を含む）の開所時間を午後7時まで延長し、入退室管理等システムを導入する。また、公設児童ホーム及びこどもクラブにWi-Fiを整備するとともに、昼食提供の導入を検討する。
⑪学校教室の活用による公設児童ホームの増設等について、引き続き学校等と協議・調整するとともに、民間児童ホームに対する補助金の見直しを検討する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】
⑬市内在住、近隣市在住や転入してきた保育士等への認知度を向上するため、引き続きWeb広告やその他広報活動に取り組むとともに、就職フェアの広報の拡充を行う。また、就職後のアフターフォローにも対応することにより、離職防止を図る。
⑭保育補助者雇上強化事業の実施により、保育士の業務負担を軽減させることで、離職防止を図るとともに、保育業務体験事業と合わせて潜在保育士の再就職を支援する。その他、保育士確保・定着につながる支援策について検討する。

【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】
⑮病児保育室の創設を検討している医療機関に対して国の支援策の情報を提供する等、実現に向け支援を行う。また、これまでの病児・病後児対応型に加え、他都市で実施の訪問型を導入した場合の課題等の検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】
⑥医療的ケア児の受け入れ保育所拡大の為、体制を検討する。
⑩⑫学校の長期休業期間中に児童ホーム等に昼食用弁当を配送するサービスの導入を検討する。
⑪補助金制度において、民間児童ホームの定員数及び安定的な運営の確保につながる取組を検討する。

【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】
⑭保育士の配置基準の見直し等による対応を含め、待機児童解消に向けた更なる保育士の確保・定着化に資する取組を検討する。

6　評価結果

評価と取組方針

・保育の量の確保については、引き続き待機児童の状況や将来的な少子化等も踏まえた分析を進める。また、支援を必要とする児童も含めて、既存施設での受け入れ児童数の増加を目指し、潜在保育士の復職支援や保育士の就労継続支援等、保育士確保策に取り組む。

・児童ホームの待機児童対策については今後の保育ニーズや指導員確保の視点等も踏まえつつ、引き続き公設児童ホームの定員拡大に取り組んでいくとともに、民間児童ホームの設置促進などの検討を行う。

・学校の長期休業期間中の公設児童ホーム等への昼食配送については、父母会と一緒に取り組む試行実施の結果や他市の導入事例を参考に、実施に向けて検討を進める。

・子育てと仕事の両立に係る不安や負担感の軽減に向け、ライフステージごとの子育て世帯の家計負担や、既存事業とのバランス等も考慮しながら、引き続き支援策を検討する。

施策名：子ども・子育て支援
施策番号：　04　－ 03

令和6年度　施策評価表（令和5年度決算評価）

1　基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2　目標指標

	指　標　名	方向	基準値（R3）		目標値（R9）	実績値 R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	―	―	56.9	50.4	51.2
B	要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	―	3,301	件	―	2,709	2,952	3,301	3,738	3,491
C	虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	―	―	―	40.6	35.4	43.4
D	青少年へのひきこもり支援により支援対象者の状態が改善した割合	↑	34.2（R4）	%	―	―	―	―	34.2	42.4
E	親子交流支援事業利用家族数	↑	―	家族	20	―	―	―	1	2

3　主要事業一覧

	令和6年度　主要事業名
1	要保護・要支援児童等居場所支援事業
2	子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業
3	こども家庭センター機能の設置・運営
4	児童相談所設置等に伴うシステム改修
5	
	令和5年度　主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和4年度　主要事業名
1	ヤングケアラー支援事業
2	面会交流支援事業
3	要保護・要支援児童等心理的ケア事業
4	児童相談所設置に向けた整備の開始（児童相談所整備事業）
5	児童養護施設運営に係る補助金の見直し

4　参考グラフ

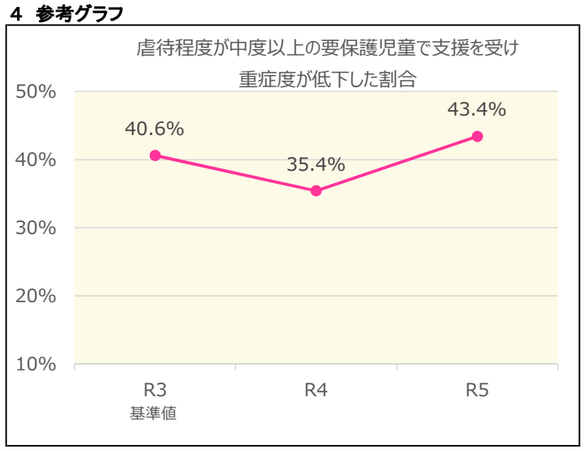

5　担当局評価

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）（令和5年度実施内容を記載）

【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】
（目的）多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。
（成果）①複雑・複合的な相談への対応は、子どもの育ち支援センター（いくしあ）各課が集まり開催する「いくしあ内支援会議」にて支援方針等を検討・共有し、主担当課を定めながら支援を進めた。また、支援の進捗状況を同会議でモニタリングし、いくしあ全体でチーム支援に努めた。
②要保護児童対策地域協議会（要対協）において、軽度及び要支援ケースのモニタリング等の運営改善を図った。また、いくしあと南北保健福祉センターでweb会議を迅速に行うためのICT機器を導入し、効率的・効果的に3拠点間で会議等ができる環境を整えた。（目標指標B）
③児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」機能をいくしあ・南北保健福祉センターに設置する協議を行い、統括支援員等の配置、合同ケース会議・サポートプラン等の運用方針策定のほか、新規・拡充事業につなげた。（目標指標A）
（課題）①複雑・複合的な課題に対する支援方針等の策定には苦慮することが多く、支援に進展が見られないケースもある。
②要対協の相談支援件数が年々増加する中、児童ケースワーカー等が支援に注力できる体制が必要となっている。

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】
（目的）切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。
（成果）④親子交流支援事業を活用することで別居親と子どもの親子交流が実現できた。（目標指標E）
⑤「要保護・要支援児童等見守り強化事業」では、委託事業者との情報共有・支援検討を通じ、役割分担による支援を推進した（延べ支援世帯数：74世帯）。また、「要保護・要支援児童等居場所支援事業」の翌年度実施に向けた検討を進めた。（目標指標B・C）
⑥里親によるショートステイ実施に向けて調査・検討を進め、新年度からの事業拡充につなげた。
⑦幼保小連携の一環として教育委員会と連携し、就学時健診の児童面接で発達の課題が見込まれる児童の選定基準を策定したほか、国実証事業に参加し、在籍園調査を実施するモデル校を11校に拡大する中、就学以降の切れ目ない支援に向けた取組を進めた。
⑧民間との協働による研修「尼崎こども支援おなかまプロジェクト」を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者が相互理解のもと事例検討を行うなど、連携した支援の環境づくりを進めた。また、運営を実行委員会形式とし、構成員の主体的な参加意識の醸成に努めた。
（課題）④親子交流支援事業に関する問い合わせは徐々に増加の傾向にあるが、親子交流の実現までに至るケースは少ない。
⑤「見守り強化事業」では、居場所支援のニーズが高まっており、2事業者での支援が上限に近く、新たな担い手の確保が必要である。
⑦モデル校は、昨年度の3校から11校に拡大したが、在籍園調査を行うモデル事業の本格実施までには至っていない。
⑧民間との協働による事業を効果的・効率的に進展させるには、柔軟なネットワーク拡充や研修設計に係るノウハウが不足している。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】
（目的）いくしあと一体的な支援を行う児童相談所（児相）の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。
（成果）⑨児童福祉司や児童心理司等の専門職確保に向け職員採用を実施したほか、県・他市児相に職員を派遣し人材育成を進めた。
⑩学校等の関係機関と意見交換を行うとともに、県と里親会共催の里親セミナーを開催するなど、関係機関との連携強化を図った。
⑪児童虐待の再発防止を目的としたMYTREEペアレンツプログラムを実施し、参加者の意識変化や行動変容等につなげた。
⑫児相といくしあが一体的支援を行うオフィスや子どもたちが安心に過ごせる一時保護所等の整備に向け、いくしあ新館の設計を行った。
（課題）⑨専門職の早期確保・育成が喫緊の課題であるほか、弁護士・医師等、より高度な専門性を持つ職員の確保が必要である。
⑩地域の支援団体や学校園・警察・病院等の関係機関との相互理解に基づくネットワークの強化が不可欠である。
⑩児相設置後の適切な社会的養育の実施に向けて里親委託等の推進を図るため、里親啓発や里親支援等の方策の検討が必要である。
⑪児童虐待の再発防止から親子関係形成を目的とした重層的な専門的支援の検討を、児相設置も見据えて進める必要がある。
⑫いくしあ新館において、福祉・保健・教育の多職種の専門職が連携し、迅速かつ円滑な支援を行える環境整備が必要である。

【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】
（目的）子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。
（成果）⑬ひきこもり支援について、支援効果を図るためアウトカム指標による効果測定を開始した（支援者数99人）。（目標指標D）
⑭ヤングケアラー支援では、訪問支援員の派遣（実績：28世帯、派遣回数405回）を行ったほか、当事者同士で交流できるイベントを実施（実績：12回開催）することで相談・支援等につなげた。更に、早期発見・支援につなげるため教員向け資料を作成し、市立小・中・高校に配付した。
⑮子どものための権利擁護委員会における新規相談件数47件、周知啓発活動として子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」を開催するとともに、保育所の入所決定手続に関する提言を行った。また、委員欠員（1名）の令和6年度からの委嘱が決まった。
⑯子どもの人権アンケートを実施した。（調査対象55件。うち体罰0件、心を傷つける言葉遣い2件）また、アンケートの効果と課題を整理した。
（課題）⑭家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。
⑮子どもを対象にした児童の権利条約等に関する啓発や子どもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。
⑯アンケートという手法では、即時性が低いなどの課題があることから、今後のアンケートの在り方について検討する必要がある。

令和6年度の取組

【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】
①いくしあ全体のスーパーバイザーを支援検討にも活用しチーム支援を推進する。
②「あまがさき共創DXプラン」の一環として業務プロセス分析等を進めるとともに、児相設置に向けて、いくしあ・児相の一体的運営による支援体制の検討を進める。
③いくしあ・南北保健福祉センターに統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の連携強化により妊産婦や子ども等に対する切れ目のない包括的な支援を進める。

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】
④引き続き市民への周知を図るとともに、交流の実現にむけた支援に努める。
⑤支援を要する子どものニーズ等に合わせ、新規の「居場所支援事業」等も活用し、支援に取り組むほか、新たな地域資源等の検討を進める。
⑥里親ショートステイの実施により、保護者の負担等を軽減し、必要な支援を行う。
⑦モデル事業の本格実施に向けた取組で、幼保小連携を進める。
⑧市民提案制度を活用し、民間事業者主体の協働事業として事業継続し、民間との協働による子ども支援のネットワーク強化を図る。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】
⑨弁護士・医師等を含めた専門職確保等に向けて取組を推進させる。
⑩教育委員会と連携し、一時保護児童の原籍校通学支援等の制度を構築する。
⑩里親の啓発や支援等を担う「里親支援センター」設置に向けた検討を進める。
⑪親子関係形成に係る専門的支援や児相設置に伴い必要な事業を検討する。
⑫連携支援を機能的・効果的に行えるオフィス環境構築の方向性を定める。
⑫児相業務対応のため、子どもの育ち支援システムの改修を進める。

【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】
⑭ヤングケアラー等に対して、訪問支援員派遣や居場所提供等の支援を行うほか、早期発見に向けて学校や介護事業者等の関係機関への周知を強化する。
⑮子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。
⑯効果と課題に基づき、今後の子どもの人権アンケートの在り方について検討する。

主要事業の提案につながる項目

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】
⑤児童虐待防止に向け、支援の担い手確保を検討する。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】
⑨準備期からの弁護士配置を検討し、児相の法的対応の体制整備を図る。また、学校連携コーディネーター配置を検討する。
⑩児相設置に向けて、「里親支援センター」の設置準備を進める。
⑪児相設置を見据え、親子関係形成支援等の必要な事業を検討する。
⑫いくしあ新館での連携した支援や効率的な業務執行を促進させる環境整備を進める。（即時に支援の協議等が可能なオフィス環境、電話応対支援システム等のICT導入による業務効率化等）

6　評価結果

評価と取組方針

・様々な困難や課題を有する子どもや家庭への支援については、令和6年度からのこども家庭センター機能を活かし、母子保健と児童福祉の連携をより迅速かつ円滑に行うことにより、切れ目のない包括的な支援を進める。

・児童相談所の開設に向けては、引き続き専門職の確保・育成に取り組むとともに、いくしあと連携した支援を迅速かつ円滑に行うための環境整備を進める。更に、里親との連携・支援や親子関係形成支援等、社会的養育の推進に向けた施策についても検討を進める。

施策名：子ども・子育て支援
施策番号：　04　－ 04

令和6年度　施策評価表（令和5年度決算評価）

1　基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	04	子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
主担当局	こども青少年局				

2　目標指標

	指　標　名	方向	基準値（R3）		目標値（R9）	実績値 R1	R2	R3	R4	R5
A	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	―	―	56.9	50.4	51.2
B	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	―	―	79.4	80.2	80.3
C	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	92.5	91.9	89.0	89.5	85.2	90.9
D	ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	7,000	4,825	3,626	4,518	5,844	6,539
E										

3　主要事業一覧

	令和6年度　主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

	令和5年度　主要事業名
1	青少年いこいの家の再整備の開始（青少年いこいの家施設整備事業）
2	子ども・若者応援基金活用事業補助金
3	
4	
5	

	令和4年度　主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

4　参考グラフ

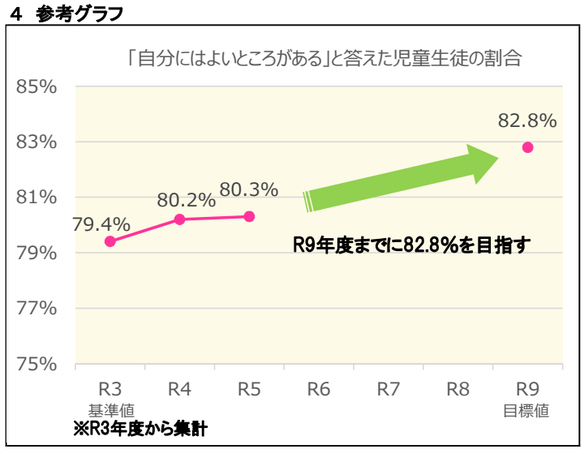

5　担当局評価

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）（令和5年度実施内容を記載）

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】
（目的）豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。
（成果）①青少年いこいの家再整備の方向性(令和5年2月)に基づく青少年いこいの家の再整備に向け、設計業務委託に係る公募を実施した。また、青少年いこいの家が再整備のため、令和6年2月末で休館するにあたり、利用者や青少年団体、猪名川町に対し、今後のスケジュールや整備方針等を説明するとともに、意見交換を行った。
（課題）①再整備後の施設に合わせた管理運営の方法やプログラム、施設利用に係る予約方法・利用料金等について、近隣類似施設の実態も踏まえ検討する必要がある。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】
（目的）ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。
（成果）②ユース世代の活動、子ども若者の育成支援に取り組む団体の活動、今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設した。（応募件数35件、採択件数25件）また、補助事業の審査を行う付属機関「青少年協議会」に若者3名を加え、その意見を聴いて選定を行った。（目標指標B）
③ユース交流センター（指定管理者：尼崎ユースコンソーシアム）において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンシル事業（18人参加）のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業（64回3,011人参加）を実施し、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。更に、ユースワーカー養成講座を開催するとともに、地域課職員向けユースワーク研修を実施する等、人材育成に取り組んだ。また、次期指定管理期間（令和6年度～令和10年度）に向けて指定管理者の選定を行った。加えて、他都市等視察（24件）を受入れ、ユース交流センターの取組について、全国的に情報発信を行った。（目標指標A・B・C・D）
（課題）②補助事業の実施にあたり、ユース世代が適切に事業遂行できるよう側面的に支援するとともに、引き続きユース世代や子ども・若者支援団体に事業周知を図っていく必要がある。
③ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の便もそれほど良くないことから、利用者については近隣の若者が中心となっている。市内各地区にある地域振興センターでサテライト事業を実施しているが、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業により一層参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。

令和6年度の取組

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】
①多くの人に利用いただける施設となるよう、基本設計の段階において、これまで当施設を管理していた指定管理者をはじめ、青少年団体や類似施設を運営する民間団体等と幅広く意見交換をしながら進めていく。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】
②補助事業の実施にあたっては、ユース交流センターと連携しながら必要な側面的支援を行うとともに、関係機関への事業周知を図る。
③各地域振興センターと緊密に情報交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

6　評価結果

評価と取組方針

・ユースカウンシル事業や補助事業での経験を通じ、若者の活動が更に活性化するよう、指定管理者と連携するとともに、地域振興センターが持つつながりを活かしながら、伴走型支援に取り組む。